

の内訳で教材費が幾らであつ代は一日幾らだということもな人も聞かせて
いただきたいというふうに思います。

それと、健康センターにつきましても、いま市長の答弁でもありますけれども、
四月より保健婦さんが採用されて、これまでの子宮がん検診とか、主婦のため
の健康診断といえますと、子宮がん検診、乳がんの検診、レントゲンとか一般
的なそれだけじゃないですけれども、いろいろなものがあると思いますけれども、こ
れを見直すということですが、これにつきましてもどのような健康センター
の職員の数の場合で見まして、積極的な見直しができるのかどうなのかという
ことが、私の疑問だということふうに思うのです。これは保健婦さんの専門
的な知識で、これから見直していくかと思うのですが、これを四月から採用さ
れる保健婦さんにすべてを依存するということではないでしょうけれども、一応
どの程度というふうに担当では考えられているのか、ちよつと聞かせてくだされ
それと、今の年齢を、いまの三十五歳以上ということで、年齢を下げる考えはないとい
うふうに言われましたけれども、私はもう年齢を下げるべきではないかというふう
に思うのです。

登壇して発言しましたように、三十五歳というのが一番病気が見つかる率が高いのかも
しれません、もっと早く見つかれば早期発見、早期治療をすれば、その人の健康は守
れるわけなので、私は最低でも三十歳からは健康診断を受けさせる必要があるんで
はないかというふうに思います、その点どうか聞かせてください。

それと、保養施設についてなんですけれども、五十五年のときの一級質問でも市長
はそのようにお答えになられているわけです、そして、私は来年度の予算書にいたしま
して、一級質問通告を出させていたわけなんですけれども、どこかに、この予算書
の中に言ってみれば調査費ですか、そういうものが入っているかなと思つて見にですけ
れども、見方が悪かったのか、いまのとこを聞きますと、予算書には措置されてな
かったようなんですけれども、この点については今後検討していくというのは、今後というの
は来年も今後です、十年先も今後です。そういう点でどうなのかということとを
もっとはつきり具体的に示していただきたいと思います。初めて質問しているわけ
ではないので、五十五年の時にも、設置をしようという事なのですが、希望として
は、それを結構だと思つたのですが、私はいまの時期だからこそ必要ではないかというふ
うに強く思うのですが、その点見通しとしてどうなのか、ぜんぜん考えていないのか、そ

こちらをもう一度市長に聞かせていただきたいと思います。

○福祉部長（須崎 進君）

自席からお話しさせていただきます。御答弁申し上げます。

まず第一点の第三子以降の減額の関係でございますが、御案内のとおり国都負担金という形で入るわけでございますが、それにつきましては、国で定めた保育料を除いた分の国の十分の八、都が十分の一という形で入るわけでございます。

当市の保育料を五十七年度から改正いたしますと、御指摘の国におきましては、四階層市におきましてはDの階層でございますが、これは国の定めた基準が四万三千九百円、これに對しまして市が一万七千四百円でございます。これは三歳未満児でございますが、そうしますと、二分の一にいたしましたも二万一千九百五十円ということ、それ以下ということでございます。したがしまして国都の負担金には全く関係がなくなるという、市中その差だけは持つていくというふうになるわけでございます。そういう形に、第三子以降につきましては市がDの階層にいたしましたも、そういう負担金の余分にもらうという現象は起きないということでございます。

それから、二点目の無認可保育所の関係でございますが、確かに児童福祉法二十四条のただし書きの措置として、当初始めたわけでございますが、児童福祉法

も昭和二十二年にできた当時、そういうような形でまだ保育所が充実していない当時の、先ほど市長が申し上げましたような措置として、その他の適切な措置という形でつくったわけでございますが、最近非常にそういう無認可保育所というものが福生市におきましても多くなっているわけでございますが、反面市長が申し上げました通りの現象が起きていると同時に、市中実際に施設の利用の契約を締結しております二つの無認可保育所につきましては、ゼロ歳児が大体十三名程度まで定員があるという状況でございます。しかしながら、一時的にはやはり途中から転入された方で、どうしても保育を必要という方々があるように聞いております。年度末前には若干やういう施設が非常に多くなるという現象があるようでございますが、実態は、そのようなものでございます。

それから、学童保育所の関係でございますが、五十七年度から二十四月児ただんということございまして非常にPRにつきましては、社協に委託ということから、社協だよりに載せてというだけということで、この点は申しわけないと思っておりますが、そういうことで周知をいたした次第でございます。

二点目につきましては、一応一カ月二十四月でございますので、二十五日という計算

でございますと一日に八十円になるわけでございます。あやつ代を五十円、現在
四十五円で運営されておりますが、あやつ代が五十円、教材費が三十円という
形で運営をしていこうというものでございます。

○市民部長（井上久男君） それでは、健康センターの充実についての中で、四月
より保健婦を採用して実質的な見直しができるのかという御質問でございます
が、それにつきましては、市民の健康業務につきましては、大変幅広く行っているわけ
でございますが、充実していく内容はもちろん、いまの事業だけでほかに行わないと
いうことではありませんので、その点を申し添えておきたいと思っております。
それから、保健婦の採用も決定しておりますので、専門的な立場から検討
をさせて有効的な事業の実施について改めて見直してみたいというように考え
ておるわけでございます。

今後の考え方はどうかということになりますと、ただ事業を実施するだけ
ということではなくて、市民が何を考えて何を望んでいるかというようなことを知った上
での有効かつ適切な事業を実施することが望ましいのではないかと考えております。
三十五歳以下の人も対象にということですが、人間の体にもひとつの節目

というものがあつて、その対象範囲をただ広げるだけで受診者数が少ないという
ことも考えられます。病気にかかりやすい年代というのは、対象者は恐らく三十五
歳から四十歳ぐらいまでが対象となるのではないかと考えられるわけです。

その点も厚生省等においても年齢的のことを考えながら事業を進めているわけ
でございますので、多くのこれからいろいろと問題等もあるかと思っております。ど
も、この辺の中で計画をしたいと思っております。ただ計画をするにも財政面
もあります。関係で、これも許される範囲内においてしかできないのではないかと
考えております。

以上でございます。

○助

役（古谷徳男君） 私から、自席からでございますが、保養施設について
市長の補足を申し上げますが、市長が前日も申し上げてあるとおりで、基
本計画いたしましたのは、保養所の設置ということとは、これは市民のそういういた
健康を維持するものもあるかと思うのですが、必要性は計画では認められるわけ
ですけれども、現在のところ施設の利用については、いろいろ態様の变化とかこの保養
所について問題点も多いようでございまして、いまのところは実施計画には入ってないわ

すてございますので、市の財政等を考慮しながら考えなければならぬので、当分の間はそういう計画を持つていないということです。

○十一番(原 敏子君) それでは、順序を追ってまた質問をさせていただきます。

それでは、保育料の第二子以降の減額については、国の基準の国都負担金がある分までいてないから、こういうことになるんだということですが、それでは福生市で行っているロ3階層までは、第二子以降が減額になっているわけですか。これは国から来ている分が多いというふうに考えてよろしいのですか。そうしますと、ロ4階層以降は計算しますと、国からの負担金があるよりも、ロ10階層と同じように市が持ち出すの多いからロ4階層からは、その第二子以降が減額になっていないというふうに考えて差し支えないのでしょうか。

私もちよっと計算していませんので、私はいささかどうなるかというのはいささか、やはり金額の点だけ考えて言うと、国の基準よりも市の基準が約半分の五割をめぐっているわけですから、だからこういうことなんだということは、私はこれはまずいのじゃないかと思うのです。

というのは、お隣の羽村町の保育料のあれを見せていたっているのですけれども

やはり羽村町だけでなく、よその市町村も部長は担当としてご覧になったと思うのですけれども、やはり国が所得税額で認めている十八万円以上、二十一万円未満である世帯という点で、そこまでそれぞれ自治体の保育料で第二子以降を減額しているのです。その点から余りにも差がありますので、聞いているわけなのですけれども。

それと同時に、私はやはり国ですら保育単価、これは国の五〇%ですけれども、結局福生市の保育料の基準表を見ても、A階層からロ18階層まで、五十七年度、ここまでスライド的に保育料が高くなっているわけですが、当然ですね、これは高くなっているわけですから、その分国基準の保育料がうんと金額が高くなる、福生市はその半分からこれは減額しないのだということではなくて、福生市の徴収金の基準額を見ても、このAから始まってロ18までの比例して高くなっていく部分、やはりこの国の基準とおり所得税額で十八万から二十一万までを減額にする必要があるというふうに、私は考えているわけですが、これは国の負担金があるかどうかという点、これはもう福祉行政としての保育所そのもののあり方としても、私はそう考えるべきじゃないかというふうに思うわけです。

各二十円を調べてみますと、ほとんどの人が国の十八万から二十一万円未満である世帯に
対する第二子以降の半額が実施されているところが大多数でございます。これは
もう福生市がいつまでも二三階層まで、この間もそうでした。この前もそうでした。
そういうことをするのではなくて、国が保育料の徴収を決めるときに国の五〇%
だということ、国を目安に出してきわけですから、今度は第二子以降の半
額についても国の目安を参考にす（き）ではないかというふうに私は思います。そ
の点がどうなのか、そこら辺がこの第二子以降のこの保育料を決めるときに、
これは審議会で議題に上がったのかどうなのか、部長がきくと専門委員会の
席にいらしゃったのだから、そういうことが議論があったかどうか、ちよっと聞
かせてください。そういうふうな声がかつたのかどうなのか。なかなか第二子以
降のことが専門家じゃないとわからない部分があったりして、このままの状態で
おかれているわけですから、私はこの点を早く是正しなければやはり思います。
はないかというふうに思うわけです。

それと、学童保育所については、それでは二十五日で一日八十円になると、いままで
のおやつ代は四十円と言われましたが、今度は五十円にするということは、そうすると

四十円と五十円と単純にプラスして差支えないのか、それともそれまでの四十円
はもうなしにして父母負担だけでやっていくということだろうと思えますけれども、
そうしますと、やはり福祉協議会で決めて、福祉だよりですか、あそこで周知し
たというだけでは、私はあれはともますかつたなあと思うのです。

学童保育所は、いま七つあって定員が四十名です。そうすると定数は二百八十
名ですか、行っている子供におたよりに持たしても、新規の人は仕方ないですから、
行っている子供におたよりにこういうことになりますけれども、皆さん、お母さん方よ
ろしいですかというふうな、それぐらいの親切さがなければ、これはもう親の承諾がな
ければ二十円集まらないし、それがなくなつて、学童保育所の運営がなかなか子供
が定員に満たないというふうに、いろいろな面があるわけですが、その点もよく考え
なければ、行政の押し付けというふうに取り扱われるのではないかというふうに心配す
るわけです。ですから、一カ月に二十円になろうと三十円になろうと、四十円になろ
うとこれはやはり新しいものを取り上げていくときには、やはりそれまで利用して
いた父母の方々に、これは周知徹底すべきではないか、できれば、アンケートあ
たりを改めて父母負担を導入するわけですから、する必要があったというふう

思いますが、今後の考え方と、それからまだこれからでも三月いっぱい児童保育所を開いているわけですから、それからこういうふうには二十五日で一日八十円になると、その八十円の内訳はこうなりますよ、というようなお知らせを出すように指導していかれるかどうか聞かせてください。

それと、健康センターにつきましては、いま部長から説明していただきました健康業務を専門の保健婦さんに来ていただく、それなりの討議をしてよりよいものにしていきたいというふうな趣旨があり、とうふうにご考えますので、それはそれで今後期待しておりますのでよろしくお願いしたいと思います。それと、一つ気になったのですけれども、受診者数が少ないというふうなことで、確かに受診者が少ないというふうな施策を行っても、余りないので、すけれども、市民のプラスにならないというところは十分承知しますが、この受診者数が少ない点について、どうすれば多くなるかというふうな、PRの仕方ですね、ただお客さんが来ないのだ、市民が来ないのだということだけではなくて、積極的にこちらから市民の健康は自分健康は自分で守りましょうというふうな、そういうふうなPRをもっと市民に徹底する必要があるんじゃないかと

いうふうに思っています。その点、これからどのようなPRがされるか、私も注意しておきたいと思っておりますので、よろしく願っています。

それと、財政面の話では、何をやるにも財政のことが絡んでくるわけですから、それなりの金を使わなくても、いまある健康センターの施設や、お医者さんの協力や、健康センターの職員の方たちの努力でまだまだもっと改善できる余地があるのではないかと、いうふうに私は考えますので、その点も保健婦さんとしての仕事が多分できるような、そういう指導を来年度から期待したいと思っておりますので、この点はこれで終わらせていただきます。

それと、保養施設なんですけれども、私が景気が不景気だからということではないかというふうな思いますが、私はもう五十五年度のと看と同じような答弁を二年たつたいま聞こうと思っていればありませんで、近い将来を考えて、それなりのやはり調査や研究をされなければならぬのではないかと、いうふうな思っているわけですね。いま助役は、必要性は認めているということなので、今後遅いにしても早いにしても、市の保養施設をつくっていくという姿勢があるなら、なぬのこと、私は早いうちに調査費をつけて、調査、検討を庁内の中で

もしいかなければ、これは絵に描いたもちと同じになるのではないかというふうに思うわけです。

実施計画に入っていないから、これから実施計画に入れて、そして調査費をつけてというふうにいわれるのかどうか知りませんが、基本計画の中として五十五年度の九月議会での本会議での答弁にもありますように、これはやるといふことなので、一定の前進を二年たってもまだ同じ、三年たってもまだ同じでは、それでは市長が五十五年に答弁されたことがちっとも意味をなさないというふうに思います。その点ではもっと積極的に調整をする意味でも、調査費をつけてやっていたかなければ、私はこれは、もうこのままうやむやになくなってしまふのではないかというふうな不安を持つわけなので、今後計画的に考えられてゐるのでしょうか。そこらがどうなのかもう一度聞かせてください。

○福祉部長(須崎 進 君)

お答えいたします。

まず、第二子の問題でございますが、これにつきましては先ほど申し上げましたように、国の基準を本来はそれまでいただくべきだということでございますけれども、それやれ各市、市長の自由裁量と云うては言い過ぎかもしれませんが、

けれども、そういう中でどういうふうな階層区分によるどういうような保育料を決めるかということが検討されるわけでございますが、御質問の中で保育料専門委員会におきまして、そういうことを真剣に御討議をいただいたわけでございます。すでに御報告申し上げましたとおり、市といたしましては、五〇%程度というようにお願い申し上げましたのですが、専門委員会におきましては五〇%程度というふうなことになります。その表のつくり方というものは、どういうふうにするかということでございます。したがって、先ほど市長が申し上げましたように、福生市におきましては、所得の低い方々になるべく有利に表をつくったというものがこの表でございます。

したがって、国の基準では、先ほどそういう一般階層のD3とD10という第二子につきましては、そういう隔たりがあるわけでございますが、そういうふうなことで五〇%とする保育料として、どういうことが一番市民のためにいいかということをお討議いただいた中で、やはり低い所得の方々を救うべきだということから、このような表ができたということでございます。

それから、社協におきます経費でございますけれども、一応間食費と教材費

いたしました。従来は四月五月だったわけでございます。それを五月アップいたしました。五十円にいたそうというものでございますが、一応この点につきましては、まだ三月でもございますので、社協と御相談申し上げながら徹底を図ってまいりたいと考えております。

○企画財政部長（生子国利君） それでは、原議員さんの山の家、海の家の関係でございますが、先般五十五年の六月に、確かに市長からそのような実施計画もあるように設置を考えているというふうな答弁でございます。しかし、現状としては昨年からです既に社会情勢も変わっておりますし、それから内容的にもまだ内的充実を固らなければならぬのもずいぶんあるわけでございます。そういう点から心構えとしては、当然実施するという基本計画を持ってあるわけですので、当然これやるということは考えられるわけですが、財政的な面から即断はないということが現状です。しかし、そのような考え方としては進めていきたいと思っておりますが、何せ財政という問題が一番問題になりますので、その余裕等ができません。これらにつきましては、検討していきたいというふうに考えております。

○十一番（原 敏子君）

それでは、保育料については、第二子以降の考え方基本的にはずれていると思うのです。私が言っているのは、国でも第二子以降は基本的には金額がどうのこうのじゃなくて、第二子以降を同一家庭で預けていることは、それは大変なので第二子以降は減額しなさいというようなことが言われているわけです。それは先ほど再三言っていますけれども、所得税額が十八万から三十一万までがそうなんだというふうな対象を与えているわけです。それで、国都負担金としてそれは来ているわけです。多いか少ないかは別にしましても、そういう考えからいけば、福生市はロ階層までそれに当たるんじゃないかということなのです。ですから、私はそれを当然すべきではないかというふうに主張しているわけなので、金額が多いか少ないかと、保育料は高いか低いかという問題ではないというふうに私は考えているわけです。国ですら所得税額は十八万から三十一万までの家庭が二人子供を保育園に預けると、保育料は大変なので第二子以降は半額にしながら、というふうな規定が設けられているにもかかわらず、福生市はそれをロ階層までしか当てはめてないというところに問題があるのではないかと、いうことを言っているわけなので、そこら辺をちよっと考え違えられているのではないかな、というふうに

思ふのですけれども、そういうことを私は言いたいわけなのです。

専門委員会でも慎重に討議がされて、こういう結果が出たということなのですが、私はこれはもっともと第ニ子以降の問題も福祉部の方で、もっと検討していただかなければならない問題ではないか。専門委員会に任せるといふと何かしるすけれども、専門委員会でも討議されたからこれでいいということではなくて、国との関係、市との関係、いろいろ照し合せてみなければ、これはなかなかわかりづらいものなので、そこはもっと慎重に福祉部としても対処していただかなければいけないのではないかと思います。そこらがどうなのかということ。

それと、さき部長の答弁が漏れたのですけれども、そうすると福生市の保育料によるとDと階層からD10階層までが、いま第ニ子以降が半額になつていないわけですから、これはすべてが国都負担金として来るお金より、市が持ち出しているというふうには、断言してこれはよろしいわけですか。わかりました。それはそれで、そういうふうにもっとそれを研究すべき必要があるのではないかと思ふのです。後、各ほかの二十六市のあれだとか、そういう近

辺の市町村はどうなっているかということも、調べられてこういうふうにはD3階層までにしたのか、どうなのかということもちょっと聞かせていただきたいというふうに思ひますけれども、これだけひとつお願いいたします。

それと、無認可保育所について、さき言ひ忘れちゃいました。無認可保育所が、そもそも、さき部長が保育所の数が多くてというふうに言われましたけれども、現実には子供はいるわけですから、無認可保育所で、補助を出している二つの園が、まだ定員が余っているというふうに言われましたけれども、でも現実には子供が預けられてゐるわけです。それは御承知でしょう。補助を出していない無認可保育所に子供がいなければ、私も補助を出せとは言いませんけれども、一つの保育園を例に取ってみますと、三月現在で十八人入置されているわけですから、その中で一番どの部

分の子供が多いかと言いますと、産休明けから二歳児まで、言ってみれば乳児です。乳児が十四人上めてゐるわけですから、その十八人のうち十四人。ということとは結局産休明けから認可された保育園でも一、二歳児まで、乳児の枠が少いから、入らないから結局無認可保育所に預けざるを得ない状況が生まれているということも、それは承知されてゐると思ふわけです。そうしたら、なぜこれからは補助を出さ

ないんだということが言えるのかということだと思つたのです。それは、以前決めた児童福祉法二十四条のただし書きに、いまはもう当てはまらないと言われるけれども、現実には当てはまっているわけです。現実には子供いるわけだから、それは逆の面から言えば、認可された保育園に入れた家庭は運がよくて、入れなかった家庭は運が悪くて高い保育料を払う。そして、無認可の中でも補助金が出ているというセンターに預けられれば、もっと枠が空いているのだから、ちよといいいやないかというふうにいま理事者の方そういうふうに言われるでしょうけれども、やはりこの親も自分の子供はかわいいし、よりよい条件の中で、よい保育をさせたい、受けさせたいということで親だって選ぶわけです。そういう点で、あちらが悪くてこちらがいいというではありませんが、そういう中で現実には、そういう保育所が存続してあるということも現実を踏まえたら、児童福祉法ではもういいんだとか、無認可保育所の定員が余っているからとか、いろいろなことを言われますけれども、現実には目をわいて見た場合、これはとても不公平な行政になるのではないかというふうに思つたわけです。私は、この無認可保育所で補助を出していないところに子供がゼロになるまで、私は補助を続けるべきだと思つたのです。五十七年度を見

ましても、認可された保育園に未措置の子供が五、六十人だというふうには、例年から比べてどんだん、どんだん少なくなっています。六十人もまだ入れない子供がいるという現実には目を向けないと、もう六十人になったからいいんだというふうにはならないと思つたのです。やはり市町村長というのは保育にかける子供はすべてこういう行政で措置をする、保護を受けさせるというふうには決められているわけなので、二百人かときは大変だったけど、六十人になったらそれはしなくてもいいということにはならないというふうには思っています。その点、現実を踏まえどう考えられるのか、もう一度聞かせてください。

それと、学童保育所につきましては、社協とよく御相談されて今後の方針、お知らせ、PRをしていただきたいというふうに思っていますけれども、私はこの点については反対なのです。

というのは、いま部長も言われましたけれども、いままで四十五円公費で払っていたおやつ代を今度は父母負担に肩がわりするわけでしょう。それにもかかわらず、それを一遍のそれこそ申込書のわきにちよこちよこ一行ぐらい書いただけで、「いやなら預けるな」と呼ぶ者あり）そういうことするということが、それが